

以テ算定ス

(ハ) トーキーヲ原因トスル解雇ノ場合ハ別ニ月給一ケ年分ノ轉職手當ヲ支給ス

(ニ) 勤績年數ハ松竹合名社當時ヨリ繼承シ今後モ組織ノ變更、部署ノ變轉ニ拘ハラズ之ヲ通算ス

(ホ) 退職手當ハ解雇ノ場合ノ三分ノ二ヲ支給ス

備考 右條項外ノ件ハ音樂部員、一般從業員ニ對スル規定ヲ準用シ其ノ差等アル場合ハ良キ條件ヲ適用ス

一般從業員ニ對スル協定

一、全從業員ヲ通ジ故ナク解雇、減給又ハ勞働強化ヲ行ハズ

二、解雇手當ハ提出者ノ委囑ヲ受ケSP興行社千葉吉造、松竹キネマ株式會社篠山克己ニ於テ可及的優遇ニ制定セラルベク是ヲ幹旋ス

三、公休、負傷、疾病ニ關スル件

(イ) 公休日ハ一ヶ月二日ト定ム

(ロ) 公傷者ニハ治療費ト見舞金トヲ支給ス

休養期間中ノ給與ヲ保證ス

四、轉勤、部署變更ニ關スル件

(イ) 本人ノ意志ヲ參酌ス

(ロ) 移轉費用ハ實費ヲ支給ス

五、給與、手當、昇給、賞與ニ關スル件

(イ) 臨時昇給ハ昭和七年七月中薄給者ニ對シ適宜、衡平ニ之ヲ行フ

(ロ) 定期昇給ハ毎年一回之ヲ行フ

(ハ) 賞與ハ年二回業績ヲ參酌シテ之ヲ支給ス

(ニ) 日給ニ依ルモノハ三ヶ月ノ雇傭期間ヲ經テ月給制ニ改ム

(ホ) 時間手當ハ十一時開演ノ場合ハ一圓、一時間ヲ早ムル毎ニ五十錢ヲ加給ス

(以下三行餘白)